

令和 7 年度

鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

1 繰越明許費

愛媛県鬼北町

令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度鬼北町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

この予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

愛媛県鬼北町長

兵 頭 誠 亀

# 第 1 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	2,288